

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社D事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所から、夫が勤務していたA株式会社での厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の記録が無いとのお知らせが届いた。夫が申立期間に退職した記憶は無く、継続して給与を受け取っていたので、調査してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の夫は、申立期間に会社を退職したことは無く、継続して勤務し給与を受け取っていた。」と主張しているが、社会保険事務所（当時）の記録では、A株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格を昭和40年5月31日に喪失し、同社E工場における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は申立期間についてもA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間の記録が欠落している同僚は、「A株式会社E工場が新設されたので、F都道府県、G都道府県、H都道府県及びI都道府県の関連施設は同社E工場の所属となり、昭和40年6月1日に私はI都道府県の出張所に勤務のまま移ったので、申立人の仕事内容から考えると

私と同じであったと思う。申立期間は継続して勤務しており、記録が欠落しているのは、同社B工場の事務担当者のミスではないか。」と証言している。

さらに、C株式会社は、「申立人の在籍及び保険料控除を確認できる資料は保管しておらず不明であるが、申立人の厚生年金保険の加入状況から継続して勤務していたと考えられ、給与から保険料を控除していたと思う。申立期間の記録の欠落は、事務処理ミスの可能性が高いと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万円、申立期間②は18万3,000円、申立期間③は29万2,000円、申立期間④は32万1,000円、申立期間⑤は29万7,000円、申立期間⑥は33万7,000円、申立期間⑦は20万3,000円、申立期間⑧は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 16 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 6 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日
⑤ 平成 17 年 6 月 15 日
⑥ 平成 17 年 12 月 15 日
⑦ 平成 18 年 6 月 15 日
⑧ 平成 18 年 12 月 15 日

私の年金記録には、株式会社Aに勤務した期間の賞与の記録が全く無い。賞与明細書が残っているものと残っていないものがあるが、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人が保管する賞与明細書又は普通預金の取引明細表により、申立人は、当該期間において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は7万円、申立期間②は18万3,000円、申立期間③は29万2,000円、申立期間④は32万1,000円、申立期間⑤

は 29 万 7,000 円、申立期間⑥は 33 万 7,000 円、申立期間⑦は 20 万 3,000 円、申立期間⑧は 20 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑧までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。